山陽小野田市いじめ防止基本方針

平成26年4月

山陽小野田市

(最終改定 平成31年4月)

目	次
---	---

は	じめに	_ • •	• •		• •	• •	• •	• •		• •	•		•	• •	•		•	•	•	• •	•	1
第	1 l	いじめ	の防.	止等	のた	めのす	対策	の基	本的	なた	向	こ関	する	る事	項							
	(1)	いじめ いじ いじ	めの	定義	と認想		• • 基本	認識			•	• •	•		•		•	•	•		•	2
	(2) (3) (4)	じいいい家関めじじ医庭係	めの めの めへ や地	防止 早期 の早! 域と	発見 期対ル の連	心	基本	的な	考え	方·	•						•	•	•		•	5
第	2 l	いじめ	の防.	止等	のた	めのす	対策	の内	容に	.関す	る፤	事項										
	(1) (2) (3) (4)	い じ「「「教教 いいい育育	じめ じめ じめ	問題調査が	対策情調査	協議会委員会を	会」の会員の	の設の設の設の設定を	置置置置		:割		•		•		•	•	•		•	7
	(1) (2) (3) (4) (1) (2) (3)	早財対	校めめに然期期応いののお防発対す	じ防防け止見応る	防止 等の 等の いじ での での	基本が対めの図で	方針」のたる	」の めの めの	策定 組織 学校	· (V の基	じ 本 多	か対		•	· (会)	• •)	•)設	* 置	*			9
	3	大重教調調お事大育査査	態な事態の委員を	の対 の判 会又(の提)	応・ 断及で は学れ 供及で	・・ び報 交に。 び報	• • 告 よるi 告			・・	• 措置	重.							•		2	1
	く参考	含文献	> •																		2	4

はじめに

いじめは、児童生徒の心身の健全な発達、成長や人格の形成に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなるなど、生命又は身体に重大な危険を生じさせる深刻な社会問題である。

いじめの発生の背景には、家庭や地域の教育機能の低下や児童生徒の生活体験の狭小化、対人関係の希薄化などの問題が指摘されている。また、大人社会のパワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどといった社会問題も、いじめと同じ地平で起こっており、児童生徒が接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け止められるような行為を許容したり、異質な他者を差別するといった大人の振る舞いが、児童生徒に影響を与えているという指摘などもある。このように、児童生徒の問題、家庭社会の問題、学校の問題、社会の問題と様々な問題が横たわっている。

この解決のためには、児童生徒の模範となるべき大人一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との認識の下、「いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも、どの社会にも起こりうる」との危機意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚して取り組まなければならない。いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会を如何にしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する課題であり、その意味から、この問題への対応力は、社会の教育力と成熟度の指標であるとも指摘されている。

いじめの問題に有効に対応するため、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という。)が成立し、平成25年6月28日に、平成25年法律第71号として公布された。また、法に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針(平成25年10月11日文部科学大臣決定)」(以下、「国の基本方針」という)が策定され、これを踏まえて「山口県いじめ防止基本方針(平成26年2月山口県)(以下「県の基本方針」という。)」が策定された。

本方針は、法に基づき、また国及び県の基本方針を参考に、市として、いじめの防止等への対策が、学校、家庭、地域、関係機関の連携の下、組織的かつ具体的に推進されるよう策定するものである。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめとは

(1) いじめの定義と認知

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(法第2条第1項)

- ※「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。
- ※「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- ※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、 塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団 (グループ) など、当該児 童生徒と何らかの人的関係を指す。
- ※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすること なく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- いじめの認知に当たっては、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策組織が中心となって、いじめに該当するか否かを判断することとし、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが重要である。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もある ため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめ に該当するか否かを判断するものとする。
- けんかやふざけ合いであっても、いじめとの境界が不明瞭な「いじり」と言われる行為により、見えない所で被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(2) いじめの問題に対する基本認識

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査①の結果によれば、「暴力を伴わないいじめ(「仲間はずれ・無視・陰口」)」について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験していることが指摘されている。

また、「暴力を伴わないいじめ」は、「目に見えにくい」ことも多く、発見することが困難であることを強く自覚しながら指導することが必要である。些細な事柄から深刻な事態へとエスカレートしないような状況をつくることも求められる。「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせることがあるため、いじめに軽重をつけることなく丁寧に対応することが重要である。

いじめが発生している集団は、「四層構造」となっている。いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、当事者を取り巻く周りの児童生徒は、さらに二層に分かれる。一つは、周りではやし立てて面白がっている児童生徒(観衆)であり、もう一つは、見て見ぬふりをして暗黙の了解を与えている児童生徒(傍観者)である。

さらに、森田洋司氏は、この関係について、次のように指摘②をしている。

「周りで見ている子どもたちのなかから、「仲裁者」が現われる、或いは直接 止めに入らなくても否定的な反応を示せば、「いじめる子」への抑止力となる。 (中略)逆に、周りの子どもたちが面白がったり、見て見ぬふりをしたりしてい れば、「いじめる子」は図に乗る。」 また、「見て見ぬふりをする背景には、他者の抱えている問題への無関心さ、 自分が被害者になることへの恐れ、優勢な力に対する従順さ、集団への同調思考 などが横たわっており、この層の大部分は、実際には、いじめを抑止する力とは なりえない。傍観者的な態度は、かえって、いじめている子供を支持する存在と なる。」

したがって、いじめに関する当事者だけでなく、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や、見て知らぬふりを装い一時的に人間関係を断っている「傍観者」の存在、また学級や部活動等の所属集団の構造上の問題(例えば、無秩序制や閉塞性)にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにする必要がある。

以上のことなどを踏まえ、次のいじめ問題に対する基本認識に立ち、いじめの 防止等に対する取組に努めていく必要がある。

- いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうるものである。
- いじめは、人権問題であり、人として決して許されない行為である。
- いじめは、目に見えにくいものも多く、発見することが困難であることを強く自覚しながら指導することが必要である。
- いじめは、いじめられている児童生徒の立場に立った親身の指導が必要である。
- いじめは、当事者間の問題だけではなく、所属する集団に関わる問題である。
- いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- 〇 いじめの問題は、社会の問題であり、家庭・学校・地域など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要である。
- ① 平成28年6月 国立教育研究所 生徒指導・進路指導研究センター「いじめ追跡調査2013-2015いじめQ&A」
 - ② 森田洋司『いじめとは何か』中公新書 2010年

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

- いじめは、どの児童生徒にも、どの学校にも起こりうることを踏まえ、根本的ないじめの問題克服のために、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止に向けた教育活動を推進する。
- 全ての児童生徒を、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、 いじめを生まない土壌をつくるために、関係者は一体となった継続的な取組を行 う。
- 学校の教育活動全体を通じ、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- 全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくり を行う。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに 適切に対処できる力を育む教育を推進する。
- いじめの問題への取組の重要性についての認識を広め、未然防止に向け、地域、 家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発を行う。

(2) いじめの早期発見

- いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携 し、児童生徒の些細な変化に気付く力を高める。
- いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく、判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候でも軽視せず、早い段階から適切に関わりを持ち、できる限り早期にいじめを認知することに努める。
- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒が相談やいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守る。

(3) いじめへの早期対応

○ 教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするよう体制を整備しておく。

- いじめがあることを認知した場合には、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、学校いじめ対策委員会と情報を共有して組織的に実態の究明に取りかかり、適切かつきめ細かな指導・支援を行う。
- 必要に応じ、関係機関や専門家などとの連携を図りながら、全校体制でいじめ が確実に解決するまで、粘り強く丁寧な対応をし、解決後も、再発を防ぐきめ細 かな見守りなど、継続して支援していく。
- 学校は、いじめであることを認知した場合には、家庭へ連絡を行い、事案に応じて、スクールカウンセラー(以下SC)やスクールソーシャルワーカー(以下SSW)、教育委員会、関係機関と連携して対応する。

(4) 家庭や地域との連携

- 社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、 家庭との連携体制を整えておく。
- 学校運営協議会や地域教育協議会、PTAや地域の関係団体等との地区懇談会等を活用して、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、地域や家庭と連携したいじめの防止対策を推進する。

(5)関係機関との連携

- いじめの問題への対応においては、関係の児童生徒・保護者間での解決を図るだけでなく、事案によっては、関係機関などと速やかに適切に連携することが必要である。
- 警察や児童相談所、市の福祉部局や人権担当課、地方法務局等の人権擁護機関等の関係機関と適切な連携を図るため、平素から学校や教育委員会と関係機関の担当者が連絡会議を開催するなど、情報共有体制を構築し、協働していじめの防止等のための対策を講じていく。
- いじめの問題への対応において、学校や教育委員会は、いじめる側の児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関(警察、児童相談所、医療機関、法務局等)と適切に連携した対応を行う。
- 教育相談の実施に当たり、必要に応じて、医療機関などの専門機関と連携を図ったり、教育委員会の心の支援室やヤングテレホン、法務局、やまぐち総合教育支援センターなど、学校以外の相談窓口についても児童生徒に適切に周知したりするなど、学校と教育委員会が、関係機関による取組と連携を図る。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のために市が果たすべき役割

(1)「いじめ問題対策協議会」の設置

法第14条第1項の趣旨を踏まえ、いじめの防止等に関係する機関及び団体との連絡調整を図り、いじめの防止等のための対策を総合的にかつ効果的に推進するため、「山陽小野田市いじめ問題対策協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

「協議会」は、学校関係者、市教委、人権及び福祉行政関係者、臨床心理士、 社会福祉士または精神保健福祉士の内から選任した委員30名程度で構成し、委 員の任期は1年とする(委員等の再任は妨げないものとする)。

「協議会」の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(2) 「いじめ問題調査委員会」の設置

法第14条第3項の趣旨を踏まえ、法第28条に規定される重大事態に係る調査を市教委が主体として行う場合に「いじめ問題調査委員会」を設置する。

委員会の委員は、15人以内とし、教育委員会が委嘱、または任命する。 「いじめ問題調査委員会」の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(3) 「いじめ調査検証委員会」の設置

法第30条第2項の規定により、いじめ問題調査委員会の報告を受け、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同様の事態の発生の防止のため、市長が主体としていじめの再調査を行う場合に「いじめ調査検証委員会」を設置する。

委員会の委員は、5人以内とし、市長が委嘱する。

「いじめ調査検証委員会」の庶務は、市総務部総務課において処理する。

(4)教育委員会が実施すべき施策

- いじめの防止等のための対策を推進するための必要な財政上の措置、その他の 人的体制の整備等の必要な措置
- いじめに関する通報や相談を受ける体制の整備と相談窓口の周知
- 心理、福祉等に関する専門家や教員経験者、警察官経験者がいじめへの対処に 関し助言をするために、学校への周知と学校の求めに応じた派遣
- 学校相互間の連携協力体制の充実

- 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実
- 学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制の構築
- 重大事態への対処
 - ・ 重大事態の発生報告を受けた場合には、当該事案の指導経過や特性、いじめ を受けた児童生徒・保護者の訴えなどを踏まえ、調査の主体を決定する。
 - ・ 学校の「いじめ対策委員会」が調査主体となる場合は、教育委員会は当該学校に対して必要な指導、または、人的措置を含めた適切な支援を行う。
 - ・ 学校主体の調査では当該重大事態への対応及び同種の事態発生の防止に必ず しも十分な結果が得られないと判断される場合や、学校の教育活動に支障が生 じるおそれがあるような場合には、教育委員会内に「いじめ問題調査委員会」 を設置して調査を実施する。

(5)教育委員会が行う学校への指導・支援

- 市内小・中学校生徒指導及び教育相談担当者の研修会や情報交換会をもつこと による生徒指導体制及び教育相談体制の充実・強化
- 全ての教職員が法の内容を理解し、いじめの問題に適切に対応できるようにするためのいじめに関する研修会の開催や資料提供
- 心の支援室による「教育相談の日」や相談員による「ヤングテレホン」等、児 童生徒や保護者、教職員がいじめに係る相談を行うことのできる体制の整備
- いじめに関する相談や協力、専門的な視点での助言を行うためのSC、SSW、 少年安全サポーターの派遣
- 県教委が行う10月の「いじめ防止・根絶強調月間」に合わせた、定期的なアンケートの実施や個人懇談の取組状況の点検、評価
- 全ての教育活動を通じた人権教育や道徳教育、体験活動等の充実
- 「山陽小野田市立小・中学校における組織的規律指導に係る指針」に基づいた 規範意識を育む教育の充実
- インターネットを通じて行われるいじめの防止、及び効果的な対処に関する児 童生徒、保護者への必要な啓発活動の実施
- いじめに対する措置
 - ・ いじめの発生(法第22条第2項の規定)の報告を受けた場合、必要に応じた学校への支援及び措置、又は必要な調査を実施する。
 - いじめを行った児童生徒の保護者に対する当該児童生徒の出席停止措置等、

いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするための必要な措置な実施する。

○ 学校評価への位置づけについての指導

- ・ 学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、いじめの未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底するとともに、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むようにしなければならない。
- ・ 教育委員会は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組 (いじめが起きにくいいじめを許さない環境づくり、早期発見・早期対応のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・ 保護者面談の実施、校内研修の実施等)の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、各学校に対して、必要な指導助言を行う。

2 いじめの防止等のために学校が果たすべき役割

(1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定

各学校においては、国の基本方針及び県や市の基本方針を参考にして、学校の教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する取組を体系的・計画的かつ具体的に行うために、学校の実情に応じた「学校いじめ防止基本方針(以下「学校基本方針」という。)を策定することとする。

【意義】

- 学校基本方針に基づく対応の徹底により、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、 いじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく、組織として一貫した対応と なる。
- いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- 加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者に対する健全な成長への支援につながる。

【具体的内容】

○ 学校基本方針には、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きに

くい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めたり、その具体的な指導内容のプログラム化を図ったりすること (「学校いじめ防止プログラム」の策定等)が必要である。

- 学校基本方針は、いじめの「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」の各取 組を実効的に行うため、学校の生徒指導体制や教育相談体制、校内研修について 定めるとともに、年間計画に基づき、家庭や地域と連携した具体的な対策を盛り 込んだいじめ対策全体に関わる内容を明記する。
- 策定した学校基本方針については、学校ウェブサイト等を活用して、広く周知 を図るとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、 関係機関等に説明する。
- 学校基本方針の策定にあたっては、学校運営協議会やPTA組織等から意見を 聴取し、地域を巻き込んだ学校の基本方針となるよう留意する。
- 児童生徒とともに、学校全体でいじめ防止等に取り組む観点から、策定に際し、 児童生徒の思いや願いを聴取するなど、いじめ防止等の取組について、児童生徒 の主体的かつ積極的な参加に繋がるよう留意する。
- アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め(「早期発見・早期対応事案のマニュアル」の策定等)、それを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などといったような具体的な取組を盛り込む必要がある。
- いじめの加害児童生徒に対する成長支援の観点から、加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めることが望ましい。
- 学校基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ 対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを、学 校基本方針に盛り込む必要がある。
- 学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。
 - ・ いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。
 - 例:いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・ 早期対応事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個 人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等

(2) いじめの防止等の対策のための組織(いじめ対策委員会)の設置

各学校においては、法が定める「いじめの防止等の対策のための組織」(いじめ対策委員会)を置くこととし、管理職、複数の教職員、学校配置スクールカウンセラー(SC)、少年安全サポーター、地域や学校等の関係者より構成する。

また、必要に応じて、市教委配置のスクールソーシャルワーカー(SSW)の活用を可能とする。

当該委員会で組織的に対応することにより、特定の教職員で問題を抱え込まず、複数の目による状況の見立てが可能となる。

当該委員会は、学校基本方針に基づく、いじめの防止等に関する措置を実効的に、かつ組織的に行うとともに、学校評価の評価項目に位置付け、PDCAサイクルによる検証等を行い、恒常的に改善を図る。

具体的には、次の役割を担うものとする。

【未然防止】

◇ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・早期対応】

- ◇ いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ◇ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集 と記録、共有を行う役割
- ◇ いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に 関する悩みを含む。)があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅 速な共有を行う役割
- ◇ 関係児童生徒に対する聴き取り調査やアンケート調査等を行うことによって事実関係を把握し、いじめであるか否かの判断を行う役割
- ◇ いじめの被害児童生徒に対する支援や加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定や保護者との連携といった対応を組織的に実施する 役割

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ◇ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ◇ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ◇ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割(PDCAサイクルの実行を含む。)

なお、設置に当たっては、既存の「生徒指導部会」等を母体とすることが考えられるが、一部の教職員のみが関わるといったことのないよう、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなどの工夫が必要である。また、必要に応じて適切な外部専門家の助言を得ながら機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と、日常的な関係者の会議に役割分担をしておくなど、学校の実情に応じて工夫することが求められる。

(3) いじめの防止等の対応のための学校の基本姿勢

いじめの防止等の対応のための基本姿勢として、いじめは対人関係における人権問題であるという認識の下、「いじめは人間として、絶対に許されない」という意識を徹底するとともに、互いの人格を尊重した態度や言動ができるよう、組織的・計画的に人権教育に取り組む必要がある。

「山口県人権推進指針」に基づく人権教育の推進や、道徳教育、情報モラル教育、 規範意識を育む教育などを通じて、人権感覚や豊かな心、共同社会の一員であるとい う市民性や社会性を培うとともに、児童生徒間や教師と児童生徒間の心の結びつきを 深め、「いじめを生まない集団、いじめを抑止する集団づくり」に努めていく必要が ある。

児童生徒の規範意識の希薄化や欠如が指摘されているが、規範は、これを守らなければならないという道徳的な感情や人権に対する意識(人権感覚)等が伴って初めて、児童生徒一人ひとりに遵法精神(規範意識)を生み、その精神(意識)に繋ぎ止め、適切な秩序や行動規範が維持されるものである。こうした道徳的な感情や人権に対する意識が伴わなければ、規範は、叱責等の脅威のみに委ねられ、監視がなければ、侵犯されやすく脆弱なものとなってしまう。規律指導が、道徳教育や人権教育に立脚して実践されなければ、規範意識の成長は望めない。

また、児童生徒間や教師と児童生徒間の心の結びつきの深さ(絆づくり)は、所属集団への誇りや愛着を生むと同時に、児童生徒同士の連帯感や結束感を高め、集団に寄与する自発的な行動を生み出すものであり、問題行動や逸脱行動を抑止する力を有している。このことは、いじめが生じた場合にも、いじめの四層構造で示された、いじめる子やいじめられる子、観衆、傍観者までも含めた児童生徒の関わりの中で、いじめ行為がエスカレートすることを抑止したり、関係性や秩序の回復に繋がったりするものである。

これらのことや児童生徒や学校の実態を踏まえ、年間を見通した開発的、予防的な教育を推進していくことが重要である。

同時に、教職員は、「いじめは見えにくい、発見しにくいものである。」の自覚の下、児童生徒の観察等、いじめの問題に対する危機意識をもって、その発見に努める必要がある。些細な児童生徒の変容についても、日常的に関係教職員で情報の共有を図り、早期発見・早期対応に努めることが求められる。

一旦いじめを認知した場合には、組織的に実態の究明に取りかかり、全校体制で適

切かつきめ細かな指導・支援を行い、いじめが確実に解消するまで、粘り強く丁寧な 対応をしなければならない。また、解消後も、再発を防ぐきめ細かな見守りなど、継 続して支援していく必要がある。

(4) 学校におけるいじめ防止等に関する措置

① 未然防止

いじめの問題への対応については、「いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうるものである。」の認識の下、全ての児童生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象に未然防止の取組を行うことが、最も合理的で最も有効な対策である。

未然防止の基本は、全ての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規 律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくこ とから始まる。

○ 人権教育の充実

「いじめは、人権侵害であり、人として決して許されない行為である。」ことの理解を深め、山口県人権推進指針の基本理念に則り、「じゆう」(自由)、「びょうどう」(平等)、「いのち」(生命)をキーワードとしての教育活動を推進し、人間尊重・生命尊重の精神や人権感覚を育み、人権意識の高揚を図る。

○ 道徳教育の充実

学校の教育活動全体を通して、いじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動を行い、児童生徒が「心を開き、心を磨き、心を伝え合う」ことができる道徳教育の充実を図ることが必要である。

道徳の授業では、「公正・公平」「思いやり」「生命尊重」「畏敬の念」などの内容項目で「いじめの問題」を取り扱うことができる。児童生徒の心を揺さぶる授業や教材との出会いにより、人としての「やさしさ」や「心遣い」、「気品」に触れ、人間性豊かな心を育み、「いじめを見抜く」「いじめを許さない」「いじめを放置しない」などの心情や態度が育成されるよう努める。

○ 情報モラル教育

インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため児童生徒が行動に移しやすい一方、一度インターネット上で拡散したいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に重大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものであることを児童生徒に理解させるため、情報モラルを身につけられる教育の充実を図る。

○ 規範意識を育む教育活動の推進

一人ひとりの判断や行動の基となる価値観は、児童生徒の生活や学習体験の中から育まれる。望ましい価値観の育成のために、規範意識を培うことは社会の形成者を育成する上で重要である。自分だけが良ければよいのではなく、皆と協力して有意義な学校生活を送るために、ルールがあり、それを守ろうとする自覚と責任感を育むよう具体的な教育活動を推進する。

○「絆づくり」(好ましい人間関係づくり)と「居場所」づくりの充実

各教科の授業や学級活動をはじめ、学校行事、児童会・生徒会、クラブ活動及び部活動等において、内容・方法等を工夫改善することにより、児童生徒が主体的に取り組めるような「場」の設定が重要である。主体的に取り組む過程を通して、児童生徒の活動意欲を育み、他者と協力する大切さや成し遂げた達成感、自己有用感や存在感を感じとることができる。

また、このような体験を通じて、自分とは異なった考えや他者をも認める集団の規範も育まれる。

「絆づくり」とは、児童生徒が主体的に取り組む共同的な活動を通して、児童生徒自らが「絆」(信頼関係)を感じ取り、紡いでいくことであり、児童生徒間、児童生徒と教師間の「絆」(信頼関係)の構築は、いたずらなトラブルがおこることや、それがいじめへとエスカレートすることの抑制に繋がる。

「居場所づくり」とは、児童生徒が安心できる、自己存在感や有用感、充実感を感じられる「場」を教職員が提供することであり、児童生徒はそれを享受する存在である。

このような観点から、児童生徒主体の「絆づくり」ができるような「居場所」 や「機会」づくりに努めていく必要がある。

○ 集団活動及び体験活動の推進

社会性を育み、人間関係や生活体験を豊かなものにする異年齢集団活動、自然体験活動、ボランティア活動等が重要である。学校・地域の実態に即して、計画的かつ効果的に実施していく。

○ 開発的・予防的な生徒指導の推進

いじめの問題を根本的に解決するには、児童生徒の本来もっているよさや可能性を引き出すなど、開発的・予防的な生徒指導の推進が大切である。

生徒指導を推進する生徒指導部会では、問題行動等の報告や対応に留まらず、いじめの防止に向けた取組等に関する評価・検証・改善を図る場とする。

また、教育相談体制の充実を図り、児童生徒の能力を最大限に発揮できるよう、開発的な援助を重視することも大切である。

○ 教職員研修の充実

児童生徒にとって、平素からの教職員の言動や姿勢は、重要な教育環境である。教職員が児童生徒一人ひとりを大切にした温かい学級経営や教育活動を展開することが、児童生徒の安心感や自己有用感、存在感を感じることとなり、いじめの未然防止に大きな力を有する。

平素から教職員としての資質向上を図るとともに、上記、「人権教育の充実」 をはじめとする取組に関する研修に努めていく必要がある。

○ 家庭・地域との連携

いじめの問題は、家庭・地域社会と緊密に連携、協働して解決を図ることが重要である。学校における取組を家庭・地域社会に開かれたものにしていくため、PTA総会や地区懇談会等を活用して、PTAや地域の関係団体とともに協議する機会を設け、情報交換や協力を求めていくことが必要である。

また、家庭や地域社会から寄せられるいじめやこれに関すると思われる情報に対し、学校は誠意ある対応を行う。

② 早期発見

「いじめは、目に見えにくいものも多く、発見することが困難であることを強く自覚しながら指導することが必要である。」の認識の下、教職員一人ひとりが児童生徒の些細な変化を敏感に捉え、いじめを見逃さない認知能力を高めるとともに、全教職員が連携・協力して早期に発見することが求められる。

このため、いじめは次の3つのレベルに分類できることと、その多様な態様を 理解しておく必要がある。

【レベル1】日常的衝突としてのいじめ

社会性を身につける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

【レベル2】教育課題としてのいじめ

児童生徒間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートした もので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組 を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要がある(あっ た)もの。

【レベル3】重大事態につながりかねないいじめ

認知したいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する、又は、いじめ に起因して児童生徒の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」に至る可 能性のあるもの。 また、いじりと言われる行為について、いじりといじめの境界は不明瞭であるため、見えない所で被害が発生している可能性を十分に考慮する必要がある。 そのため、いじりの背景にある事情を調査し、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

○ 教職員の早期発見に向けた体制の確立

学級担任だけでなく、副担任、教科担当教員、養護教諭、部活動顧問等全校体制で連携を密にして、児童生徒の見守りに努め、平素から情報の共有を図る。

また、生徒指導主任、教育相談担当教員、養護教諭を中心に、スクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)の専門家や心の支援室相談員等との円滑な連携を図り、学校の実態や情報の共有を図る。

○ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施

児童生徒が教職員や保護者にいじめを訴えることは、非常に勇気のいる行為であることの認識の下、定期的なアンケート調査や「Fit」等客観テストの実施により、総合的に児童生徒の内面を捉え、個別な教育相談を実施する。

また、「いじめられている児童生徒や情報を提供した児童生徒を、必ず守り通す」といった、毅然とした姿勢を日頃から示しておくことが大切であり、日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。

なお、アンケートはあくまでも手法の一つであり、教員と児童生徒の信頼関係の上で初めてアンケートを通じたいじめの訴えや発見があり得るものである。結果を鵜呑みにすることは、見落としの危険性があることから、平素の観察による情報等と併せて発見に努めていく必要がある。

○ 児童生徒の連続欠席3日以上の対応

心の支援室通知の「不登校対策について」に則り、連続して3日以上学校を欠席した児童生徒については、心の支援室相談員とも連携して、いじめとの関連性も視野に入れ、きめ細かな対応を図る。

○ 教職員研修の充実

いじめ問題に関する事例研究や学校の実態に即した研修体制をつくり、SC やSSW等と連携して、組織的・計画的な研修を実施する。

○ 相談窓口の周知

学校の相談窓口はもとより、様々な相談機関があることを周知する。

③ 早期対応

いじめの兆候の認知や通報があった場合には、問題を軽視することなく、適切な早期対応が重要である。校長のリーダーシップの下、被害児童生徒の安全

確保を最優先に、迅速・的確かつ「いじめ対策委員会」を中核とした組織的な 対応が求められる。

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合、他の業務に優先して速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告しないことは、法第23条第1項に規定する行為を怠っている可能性がある。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

学校いじめ対策組織においていじめの情報共有の手順や共有すべき情報を明確に定めておき、情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す必要がある。

○基本的な対応の流れ

	◆「いじめ対策委員会」への通報と招集
いじめの認知	◆被害児童生徒の苦痛や不安の除去、安全確保
(疑われる場合	◆見守る体制の整備(登下校を含む学校生活の時間、
も含む)	家庭生活における保護者との連携)
	◆被害・加害児童生徒、周囲の児童生徒個々からの聴取
調査方針の協議・決定	と記録(5W1H…when,where,who,what,why,how)
正確な事実関係の把握	◆「いじめ対策委員会」における正確な情報集約
	◆事案により教育委員会への通報
	◆事案により職員会議の開催 全教職員への周知・協働対応
	◆被害児童生徒、保護者への対応
対応方針の協議・決定	◆加害児童生徒、保護者への指導や対応
	◆周りの児童生徒への対応、
	◆学校運営協議会、PTA等への働きかけ
	◆教育委員会や関係機関との連携対応 等
	◆被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対
	しては、いじめの背景にも目を向け、人格の成長を配
	慮し、教育的配慮の下、特別な指導・支援計画等、毅
児童生徒への指導・支援	然とした対応をする。
	◆教職員全員の共通理解、保護者の理解や協力を得て対
保護者との連携	応を図るとともに、状況によっては、SCやSSW、
	関係機関や専門機関の連携・協力の下、行う。
	◆学級(周りの児童生徒)への指導については、「いじ
	めは絶対に許さない」という教職員の姿勢を示し、学
	級全員・学校の問題として取り組む環境をつくる。

<u>見守り</u>

解消の確認

- ◆少なくとも被害者に対する心理的又は物理的な影響を 与える行為が止んでいる状態が3か月以上継続するま では、注意深く見守ること。
- ◆3か月以上経過後に、被害児童生徒及びその保護者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかについて面談等により確認する。
- ◆確認ができたところで「いじめが解消されている」と 判断する。
- ◆解消後も、再発を防ぐきめ細かな見守りなど、継続して支援していく必要がある。

④ 対応する上での留意点

- いじめを受けている児童生徒とその保護者への対応
 - ・ いじめを受けている児童生徒に対して事実確認を行う際には、その出来事 を思い出すこと自体が精神的負担をかけることに十分配慮する。
 - ・ 本人の要望等を聴き取りながら、学校生活のいろいろな場面で、支え、励まし、本人のよさを認めることによって、自信を回復させ、精神を安定させていくことに努め、さらに、必要に応じ、被害児童生徒の心的外傷後ストレス障害(PTSD)等のいじめによる後遺症へのケアを行う。
 - ・ 「いじめに負けるな」「立ち向かっていけ」などの叱咤激励は、逆に本人 の自信を失わせる可能性があるため、避けなければならない。
 - ・ いじめの事実を認知後、直ちに状況を整理し、できる限り早期に保護者に 正確に伝えることが肝要である。また、家庭訪問の了解を取った上で、担任 と管理職等複数の教職員で訪問し、保護者の心情に寄り添いながら、学校管 理下で起こったことに対する謝罪、状況や今後の対応方針等の説明、解決に 向けての協力依頼等、誠意をもって対応する。
- いじめをしている児童生徒・保護者への対応
 - ・ いじめの解決に当たっては、当事者だけでなく、周りの児童生徒(観衆・ 傍観者)からも詳しく事情を聴き取り、事実関係を正確に把握する。
 - ・ 叱責や注意ばかりでなく、なぜそのような行為に及んだのかという背景について、本人の話を十分に聞き、心情をくみ取る。
 - ・ 例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、学校いじめ対策組織へ情報共有するこ

とは必要となる。

- 自分の言動で相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたか認識させ、内省を促す。「説得より納得」が重要である。
- ・ 保護者への対応については、担任、生徒指導主任、管理職等複数の教職員 が面談することとし、当該児童生徒への指導・支援の在り方を共に考え、今 後の学校生活における人間関係の再構築に向けて、謝罪の場を設定するな どの働きかけを行う。

○ 周りの児童生徒(観衆・傍観者)・保護者への対応

- ・ 「周りではやしたてる」「見て見ぬふりをする」ことは、「いじめをする ことと同じである」などと教職員が毅然とした態度で指導し、いじめは許さ れないという校内の雰囲気づくりに努める。
- ・ 周りではやしたてる児童生徒(観衆)や見て見ぬふりをする児童生徒(傍 観者)に対しては、いじめを受けている児童生徒が、いじめによってどんなに辛く、悲しい思いをしているかを共感できるよう指導する。
- ・ いじめを見た場合には、制止するか、それができなくても教職員に伝える ように指導する。いじめを報告してきた児童生徒に対しては、その勇気と態 度を称賛するとともに、当該児童生徒を守るために、秘密を厳守し、特定さ れないよう配慮する。

○ 臨時保護者会の開催

必要に応じて、再発防止等のために、学校運営協議会やPTAの協力を得て、臨時の学級・学年・学校単位の保護者会を開催するなど、当該いじめ行為の概要や対応方針等の説明、根絶に向けた協力依頼等を行う。

開催に当たっては、いたずらに不安を煽ることのないよう、事実関係や対応の状況等を整理して説明するとともに、一方的な情報伝達に終わらないよう配慮する。また、プライバシーや個人情報の保護には十分留意する。

○ いじめのアフターケア

「いじめがないように注意した」「お互いを仲直りさせた」「保護者に来校を求めて指導した」などの指導等により、一旦「いじめがなくなった」ように見えても、更に偽装化、陰湿化され、いじめが継続している場合もあるため、「いじめをやめること」と「いじめがなくなること」は違うと認識しておくことが重要である。いじめが解消している状態に至った上で、関係した児童生徒の事後の様子を継続的に注視し、被害児童生徒の回復、加害児童生徒が抱えるストレス等の問題の除去、両者の関係修復、当事者や周りの者を含む集団に寄り添った対応を行う。

⑤ いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消した」とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

【1】 いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、その期間を設定するものとする。

学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

【2】 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。 被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかについて面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安心・安全を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

3 重大事態への対応

いじめの重大事態については、本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガ イドライン(平成29年3月文部科学省)」により適切に対応する。

(1) 重大事態の判断及び報告

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被 害が生じた疑いがあると認めるとき
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席すること を余儀なくされている疑いがあるとき (法第28条)
 - ※「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況 に着目して判断し、次のようなケースが想定される。

 - ◆ 児童生徒が自殺を企図した場合 ◆ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ◆ 金品等に重大な被害を被った場合 ◆ 精神性の疾患を発症した場合
- - ※「児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」については、不登 校の定義を踏まえ年間30日以上を目安とする。但し、児童生徒が一定期間、連続し て欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断 で、重大事態と認識する。
- 学校は、当該事案が重大事態と判断した場合には、教育委員会を通じて市長 へ事態発生について報告する。

(2)教育委員会又は学校による調査

① 調査の主体の決定

- 調査の主体は、学校が主体となって行う場合と、教育委員会が主体となっ て行う場合があるが、当該事案の指導経渦や特性、いじめを受けた児童生徒・ 保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では当該重大事態への対応及び 同種の事態発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと判断される場 合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委 員会において調査を実施する。
- 学校が調査主体となる場合であっても、教育委員会は当該学校に対して必要 な指導、または、人的措置を含めた適切な支援を行う。

② 調査を行うための組織

○ 学校が調査主体である場合は、「いじめ対策委員会」を中核として、民生委

員・児童委員、人権擁護委員、心理・福祉の専門家等の参加を図ることにより、中立性・公平性を確保した上で調査を行う。教育委員会は、当該重大事態の性質に応じて、適切な専門家等を派遣するなどの支援を行う。

- なお、学校が主体で調査を行った場合、調査結果について、外部専門家で構成する「いじめ問題調査委員会」が、必要に応じて検証活動を行うことがある。
- 教育委員会が調査主体の場合は、教育委員会が設置した「いじめ問題調査委員会」が、中立性・公平性を確保した上で調査を行う。

③ 事実を明確にするための調査の実施

- 関係児童生徒からの聞き取りや質問紙の使用等、適切な方法により、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- 「事実関係を明確にする」とは、次のような事項を可能な限り網羅的に明確にすることである。
 - ◆ 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃)から、誰によって行われ、どのような態様であったか。
 - ◆ いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題が あったか。
 - ◆ 学校・教職員がどのように対応したか。 等

自殺の背景調査について

- 文部科学省が作成した「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」(平成26年7月 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を踏まえ、遺族の心情に寄り添い、要望や意見等を十分に聴き取りなら、知り得た情報等を丁寧に提供していく。
- 在校生及び保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 背景調査については、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、 できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集する。
- それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報に依拠する ことなく、公平・中立かつ総合的に分析・評価を行う。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫 した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブ ルや不適切な対応がなかったとの決めつけや、断片的な情報による誤解を与 えることのないよう留意する。
- 亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖(後追い)の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別な注意が必要であり、WHO(世界保健機関)による自殺報道への提言(2000年)を参考とする。

④ 調査結果に基づいた措置

- 教育委員会は、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。
- いじめを受けた児童生徒又はその保護者はもとより、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。教育委員会又は学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(3)調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童生徒及び保護者への情報提供

- 学校、教育委員会は、いじめを受けた児童生徒・保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について、個人情報に配慮した上で、適切に提供するものとする。その際、いたずらに個人情報保護を楯に説明等を怠るようなことがあってはならない。その説明等を踏まえて、いじめを受けた児童生徒・保護者が希望する場合には、学校、教育委員会は、いじめを受けた児童生徒・保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えることとする。
- 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明しておく。

② 調査結果の報告

○ 教育委員会及び学校は、調査結果及びその後の対応方針について、市長に報告・説明を行う。その際、教育委員会会議又は総合教育会議の議題として取り扱うことを検討する。

(4)調査結果を受けた市長による再調査及び措置

- 重大事態の調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、調査の結果について調査(以下、「再調査」という。)を行うことができる。
- 当該再調査を行うに当たっては、市長が委嘱する専門的な知識又は経験を有

する第三者等による「いじめ調査検証委員会」(再調査機関)を設置する。

- 再調査についても、教育委員会又は学校による調査同様、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で調査の進捗状況等及び調査結果について適切に情報を提供する。
- 市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえて、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生 防止のために必要な措置を講ずる。
- 市長は、個人のプライバシーに対して必要な配慮をした上で、再調査の結果 を市議会に報告する。
- 教育委員会又は学校は、市長がいじめ調査検証委員会を設置した場合には、 当該委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、指導、助言を受けて主 体的に再発防止等に係る取組を行う。

<参考文献>

- ・平成25年10月 文部科学大臣決定 『いじめの防止等のための基本的な方針』
 - (最終改定平成 29 年 3 月 14 日)
- ・平成26年2月 山口県 『山口県いじめ防止基本方針』 (最終改定平成29年12月)
- ・平成25年7月 国立教育研究所 生徒指導・進路指導研究センター

『いじめ追跡調査 2013-2015』

- ・平成25年7月 国立教育研究所 生徒指導・進路指導研究センター
 - 『いじめについて、正しく知り、正しく考え、正しく行動する。』
- ・森田洋司『いじめとは何か』中公新書 2010年
- ・森口 朗『いじめの構造』新潮新書 2007年
- ・内藤朝雄『いじめの構造』講談社現代新書 2009年
- ・尾木直樹『いじめ問題をどう克服するか』岩波新書 2013年
- ・平成 24 年 2 月 国立教育研究所 生徒指導・進路指導研究センター『生徒指導リーフ「絆づくり」と「居場所づくり」』
- ・平成 25 年 11 月 国立教育研究所 生徒指導・進路指導研究センター『生徒指導リーフ増刊号いじめのない学校づくり 「学校いじめ防止基本方針」策定Q&A」』
- ・山口県教育委員会 問題行動対応マニュアル 平成28年4月版
- ・いじめの重大事態の調査に関するガイドライン (平成29年3月文部科学省)